

# 令和7年度福島県緊急スクールカウンセラー等候補者募集要項

福島県教育委員会

県教育委員会では、いじめや不登校等、児童生徒の問題の解決、震災後の心のケアに資することを目的に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下、「スクールカウンセラー等」という。）を令和7年度県内公立学校に配置するため、スクールカウンセラー等を募集します。

なお、以下の選考により名簿に登載し、登載した候補者の中から令和7年3月末に正式に任用します。

## 1 募集期間

令和6年9月17日（火）から令和6年10月18日（金）まで

※ 10月18日（金）必着

## 2 応募資格

次の表のスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者の①～⑦のいずれかに該当する者。ただし、令和7年4月1日時点で、75歳以下の者とする。

### 【スクールカウンセラー】

- ① 公認心理師
- ② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定した臨床心理士
- ③ 精神科医
- ④ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）又は助教の職にある者

### 【スクールカウンセラーに準ずる者】

- ⑤ 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
  - ⑥ 短期大学以上を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
  - ⑦ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ※ ただし、心理臨床業務、相談業務は、有給で週2日以上勤務を要するものとする。

3 募集人員 160名程度（新規採用者は5名程度）

4 任用期間 辞令により、令和7年度内の任用とします。

## 5 勤務条件

- (1) 身分は、地方公務員法上の特定会計年度任用職員の非常勤の一般職です。
- (2) 勤務場所は、福島県公立小・中・高等・特別支援学校のいずれかとします。ただし、複数の学校に勤務する場合があります。基本的に校種は選べません。
- (3) 勤務時間は、原則として、1校について1日7時間以内、年間35週以内、月当たり48時間以内、年間420時間以内とします。
- (4) 報酬は、上表のスクールカウンセラー①②③④に該当する者は時給5,500円程度、スクールカウンセラーに準ずる者⑤⑥⑦に該当する者は時給3,000円程度を予定しています。
- (5) 職務のため旅行する際の旅費については、福島県旅費条例により支給します。
- (6) 公務上の災害又は職務のための旅行による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法の定めるところによります。

## 6 選考方法及び選考結果の通知

### 【福島県緊急スクールカウンセラー等新規採用者】

- (1) 第一次選考 書類審査を行います。結果については、令和6年11月下旬までに各人に通知します。  
一定の基準に達した者について、第二次選考の日時・場所等をお知らせします。
- (2) 第二次選考 令和6年12月中旬に面接等を実施します。結果については、令和7年1月下旬までに各人に通知します。
- (3) 名簿登載 第二次選考で一定の基準に達した者について、「令和7年度福島県緊急スクールカウンセラー等候補者名簿」に登載します。

※ 地域採用枠を設置します。県南、相双、いわき地区のいずれかの地域で勤務を希望する場合には、志願書の希望地区の該当地域に第一希望である◎を記入してください。  
 該当地域を第一希望とした場合、第一次選考により第二次選考の受験対象者とならない場合でも、一定の基準を満たす者は第二次選考対象者となります。  
 なお、第二次選考により名簿登載となった後に希望地区に変更があった場合は、名簿登載を取り消す場合があります。

**【福島県緊急スクールカウンセラー等経験者】**

令和6年度福島県緊急スクールカウンセラー等経験者（以下、「令和6年度経験者」という。）のうち、令和4年度に新規採用され、令和6年度までの3会計年度を継続して雇用されている者は、「福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規定運用方針」に基づき、書類審査及び面接を実施します。

- (1) 選考 書類審査と面接を実施します。結果については、令和7年1月下旬までに各人に通知します。なお、面接の日時については後日お伝えします。
- (2) 名簿登載 選考で基準を満たした者について、「令和7年度福島県緊急スクールカウンセラー等候補者名簿」に登載します。

※ 令和6年度経験者のうち、令和4年度の新規採用者以外の者については、人事評価及び志願書による選考を経て、基準を満たした者について、「令和7年度福島県スクールカウンセラー等候補者名簿」に登載します。原則として面接は実施しません。結果については令和7年1月下旬までに各人に通知します。

- 7 提出書類 応募者は、下記の該当する○印の書類をすべて取りそろえて提出してください。なお、令和6年度経験者は提出書類が異なります。  
 （「2 応募資格」の表と下の表を確認して必要書類すべてを提出してください。）

**【新規応募者】**

提出書類 \ 資格	スクールカウンセラー		スクールカウンセラーに準ずる者		
	①②③	④	⑤	⑥	⑦
スクールカウンセラー等志願書	○	○	○	○	○
資格証の写し	○				○
在職証明書又は実務証明書		○			
心理臨床業務や児童生徒を対象とした相談業務についていたことを証明できる在職証明書又は実務証明書			○	○	○
大学院の卒業証明書			○		
短期大学もしくは大学の卒業証明書				○	

**【令和6年度経験者】**

提出書類 \ 資格	スクールカウンセラー				スクールカウンセラーに準ずる者		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
スクールカウンセラー等志願書(令和6年度経験者用)	○					○	
(※公認心理師、臨床心理士の資格を取得した場合) 資格取得を証明する書類の写し						○	

- (1) 令和7年度スクールカウンセラー等志願書（別紙所定用紙使用）  
 写真は40mm×30mm、上半身、無帽で撮影後6か月以内のもの。裏に氏名を記入し、所定欄に糊付けしてください。
- (2) 資格を証明する書類等  
 ア 応募資格の表で、（スクールカウンセラー）①②③と（スクールカウンセラーに準ずる者）⑦に該当する者はその資格証の写し。

- イ 応募資格の表で、(スクールカウンセラー) ④に該当する者は、在職証明書又は実務証明書(任意様式)。
- ウ 応募資格の表で、(スクールカウンセラーに準ずる者) ⑤⑥⑦に該当する者は、心理臨床業務や児童生徒を対象とした相談業務に就いていたことを証明できる在職証明書又は実務証明書(任意様式)。
- エ 応募資格の表で、(スクールカウンセラーに準ずる者) ⑤に該当する者は、大学院の卒業証明書(任意様式)。
- オ 応募資格の表で、(スクールカウンセラーに準ずる者) ⑥に該当する者は、短期大学もしくは大学以上の卒業証明書(任意様式)。

## 8 応募書類送付先

〒960-8688 福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁義務教育課 宛

## 9 応募上の注意

- (1) 応募書類は、郵送で提出願います。持参提出は御遠慮ください。
- (2) 今回新規で応募される方は、書留で角2封筒に「スクールカウンセラー等志願書」と朱書き、一括送付してください。
- (3) 身体に障がいがあり、面接等で特に配慮を必要とする場合には、面接等の実施前に、電話で問い合わせ先まで連絡してください。
- (4) 応募書類提出後、資格に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。

**重要：公認心理師又は臨床心理士の合格通知を受けた場合は、2月末までに合格を証する書類の写しを提出してください。遅れた場合は、次年度の報酬単価に反映できません。**

## 10 問い合わせ先

福島県教育庁 義務教育課 電話024-521-7774

平日 午前8時30分～午後5時15分 ※土曜・日曜・祝日は閉庁
---------------------------------

## 11 その他

募集要項、志願書は福島県教育委員会義務教育課ホームページに掲載しております。